

令和6年度 古平町地域おこし協力隊募集要項（地域福祉推進員）

古平町は北海道の西側、札幌から車で約1時間半の場所に位置する、人口2,700人ほどの小さな町です。人口の約45%が65歳以上であり、高齢者の健康づくりはもとより、まちの活気を失わないためにも、外出時の支援や外出機会の創出といった介護予防サービスの充実などを通じて、健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進めています。

しかしながら、人口減少や高齢化などにより、地域福祉の担い手も不足しており、高齢者のQOL（生活の質）の低下が懸念されております。

そこで、地域福祉の推進に資する活動に取り組む方を「古平町地域おこし協力隊」として募集します。

1. 募集人数

1名程度

2. 活動内容

地域おこし協力隊として、古平町社会福祉協議会を拠点に、次に掲げる活動に取り組んでもらいます。なお、活動の詳細については、町と協議の上決定します。

- (1) 高齢者などの生活に関するニーズ調査
- (2) 地域福祉に関する新規事業（見守りネットワーク・出張サロンなど）の企画・運営
- (3) 有償ボランティア「おまかせあれ！」に関する活動
※「おまかせあれ！」とは高齢者や障がい者など生活に困りごとを抱えている方に対し、登録された隊員が支援をする町内の団体です。
支援内容は草刈りや除雪、家の掃除など、多岐にわたります。
- (4) 社会福祉協議会や福祉団体が主催する事業の支援活動
- (5) 地域活動（行事）への参加及び支援
- (6) 地域福祉の担い手となる資格習得、研修参加
- (7) その他、地域福祉の増進に資する活動

3. 募集要件

次の要件を全て満たす方とします。

- (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎地域以外）から古平町に住民票を異動し、古平町に居住できる方
※現在のお住まいが三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎地域以外）に該当するかは総務省の地域おこし協力隊 HP 掲載「地域要件確認表」をご参照下さい。
ご不明の場合はお問合せください。
- (2) 心身ともに健康で、地域の活性化に意欲と熱意があり、地域住民とともに積極的に地

域協力活動等に取り組むことができる方

- (3) 自動車運転免許を所持し、実際に運転ができる方
- (4) 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当しない方
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でない方
- (6) 賠償責任保険及び傷害保険又は同等の保険に加入し、活動中に賠償事故やケガなどがあった場合、当該保険を充てることのできる方
- (7) Word・Excel 等のパソコン作業及び SNS を活用できる方
- (8) 委託期間終了後、町内に定住し、起業・就職する意欲のある方

4. 活動条件

1 日当たり原則 7 時間 45 分、月 20 日間の活動としていますが、町と隊員で協議の上、決定することとします。

5. 身分及び委託期間

- (1) 古平町地域おこし協力隊設置要綱に基づき、町と業務委託契約を締結します。
町や古平町社会福祉協議会との雇用関係はありません。
- (2) 契約締結日は令和 6 年 4 月 1 日を予定しています。（応相談）
- (3) 委託期間は契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日までとしますが、活動状況や実績を勘案し、最長 3 年間まで委託期間を延長します。

6. 委託料等

- (1) 月額 275,000 円
 - (2) 活動経費 年額上限 1,500,000 円
活動に要した次の経費に対し、予算の範囲内で次のとおりお支払いします。
 - ① 住居借上費 家賃月額の 2 分の 1 とし、月額 30,000 円を上限とします。
 - ② 傷害保険 月額 2,500 円を上限とします。（民間の保険に加入する場合のみ）
 - ③ 活動車両費 月額 15,000 円とします。
自家用車（任意保険加入済）もしくは借上車両（隊員自身が借上げ）に関する経費
 - ④ 通信費 月額 5,000 円を上限とします。
電話やインターネットの使用に関する経費
 - ⑤ その他、地域協力活動等に必要となる経費 年間総額 870,000 円程度
隊員の活動や研修に関する経費、町外活動における旅費（公共交通の運賃）など
- ※上記金額は、消費税及び地方消費税を含みます。
※上記金額は、地域協力活動等に月 20 日程度従事した場合の金額であり、自己都合で副業を選択した場合は、従事日数により、委託料等を減額します。

7. その他

- (1) 国民健康保険、国民年金及び傷害保険などは隊員自身で加入する必要があります。
- (2) 地域協力活動等に支障のない範囲で副業を行うことが可能です。
ただし、副業を行い、活動に支障が出る場合は、委託契約の継続について協議させていただきます。
- (3) 「古平町地域おこし協力隊員設置要綱」第8条の各号のいずれかに該当する場合は、委託期間中であっても委託契約を解除することがあります。

8. 応募方法

(1) 応募期間

令和5年11月6日（月）から令和6年1月9日（火）まで

(2) 応募書類

下記の書類を応募期間内に郵送（必着）または持参してください。

なお、提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

- ① 地域おこし協力隊応募申込書（様式第1号） ※町HPに掲載
- ② 履歴書
- ③ 住民票の写し（令和5年11月6日（月）以降に交付されたもの）
- ④ 自動車運転免許証の写し

(3) 応募・問合せ先

〒046-0192 北海道古平郡古平町大字浜町50番地

企画課企画防災係 担当：山貝・山本

TEL：0135-48-9836 FAX：0135-42-3583

Mail：kikaku.sct@town.furubira.lg.jp

9. 選考方法

(1) 第1次選考：書類審査

応募書類を審査し、選考結果を応募者全員にメール及び文書で通知します。

(2) 第2次選考：個別面接

第1次選考の通過者を対象に、個別面接を実施します。

（オンライン又は古平町内で実施（交通費は自己負担））

※個別面接の日程、実施方法は第1次選考の通過者と相談の上、決定いたします。

(3) 最終選考結果

第2次選考者全員にメール及び文書で通知します。

※選考経過についての問合せには応じません。